

公立福生病院 LED 照明器具賃貸借 プロポーザル実施要領

令和 8 年 4 月 1 日
福生病院企業団

1 目的

「水銀に関する水俣条約第5回締約国会議」により、令和9年末までに全ての一般照明用蛍光灯の製造と輸出入の禁止が決定している。また現在、エネルギー価格や人件費の急激な高騰による経費増大などにより、当院の経営は非常に厳しい状況にある。

そのため本事業においては、院内の照明器具をLED化することで、省エネルギー化による電気料金の削減を図り、今後の適切な病院運営を維持することを目的とする。

2 プロポーザルの趣旨など

契約者を決定するにあたり、医療施設内の施工となるため、事業を円滑に遂行できる技術力や、導入後の患者等への安全性の確保が必要となることから、単なる価格競争で業者選定するのではなく、本プロポーザルを実施し、業務提案の比較により選定することとする。

プロポーザルに参加する事業者が提出した提案書等の内容及びヒアリングの状況を評価し、優先交渉権者として選定する。なお、参加者がいない時または参加者の中に適格者がいない時は、優先交渉権者を選定しない場合がある。

3 基本方針

受託者は本業務を遂行するにあたり、公的医療機関である委託者が住民に医療サービスを提供するものであることを十分認識するとともに、委託者の基本理念と基本方針に沿ってその職務を忠実に実践すること。

4 病院概要

- | | |
|--------------------|----------------------------|
| (1) 事業名称 | 公立福生病院 |
| (2) 住所 | 東京都福生市加美平一丁目6番地1 |
| (3) 外来受付 | 午前8時15分～11時30分 |
| (4) 専門外来 | 午後1時00分～午後3時00分 |
| (5) 休診日 | 土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3） |
| | ※救急外来は24時間365日体制 |
| (6) 診療科目 | 19診療科 |
| (7) 病床数 | 272床（一般病床のみ） |
| (8) 面会時間 | 14時～20時（平日・休日問わず） |
| (9) 年間電気使用量、電気料金単価 | |

電気使用量：3,115,120kWh 電気料金平均単価：26.1円/kWh（税込）

※電気料金単価には、燃料調整単価、市場価格調整単価、再エネ賦課金を含む。

※電気料金単価は、令和7年1月分から令和7年12月分の実績を基に算出。

5 契約の概要

- | | |
|----------|------------------|
| (1) 契約件名 | 公立福生病院LED照明器具賃貸借 |
|----------|------------------|

- (2) 契約予定期間 契約締結日から設置完了月の5年後の月末まで
 ※賃貸借期間は令和8年8月1日から令和13年7月31日を見込むが、病院運営その他の都合により設置が完了しない場合は賃貸借の開始月を遅らせることができる
- (3) 履行場所
 東京都福生市加美平一丁目6番地1 公立福生病院
- (4) 業務内容
 別紙「公立福生病院LED照明器具賃貸借 特記仕様書」のとおり
- (5) 契約形態 設置工事を含めた賃貸借契約
 (契約満了後、LED照明設備は当院へ無償譲渡されるものとする)
- (6) 契約条項
 地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約とする
- (7) その他
 この契約は、長期継続契約であり、予算に減額又は削除があった場合、病院は契約を変更または解除することがある。ただし、契約の変更または解除により、契約者に損害を生じさせた場合には、契約条項に従い損害を賠償する。

6 提案見積上限額

- (1) 賃借料金の上限額は1,170,000円/月額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とし、当該価格内で提案を行うこと。
- (2) 提案見積金額は、1か月分当たりの総額（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）を見積ること。

7 全体のスケジュール

- | | | |
|------------------|----------------|--------|
| (1) 公募開始日 | 令和8年 4月 1日 (水) | |
| (2) 質問の提出期限 | 令和8年 4月 7日 (火) | 午後5時まで |
| (3) 質問に対する回答期限 | 令和8年 4月10日 (金) | 午後5時まで |
| (4) 参加申請書提出期限 | 令和8年 4月14日 (火) | 午後5時まで |
| (5) 参加資格審査結果通知期限 | 令和8年 4月17日 (金) | 午後5時まで |
| (6) 企画提案書等の提出期限 | 令和8年 4月24日 (金) | 午後5時まで |
| (7) プレゼンテーション・審査 | 令和8年 5月13日 (水) | 午後3時より |
| (8) 選定結果の通知 | 令和8年 5月19日 (火) | (予定) |
| (9) 現地調査 | 令和8年 5月下旬 | (予定) |
| (10) 契約締結 | 令和8年 8月1日 (土) | (予定) |

(注) 福生病院企業団の競争入札参加資格の審査を受けていない者の資格申請について本プロポーザルに参加する者で、福生病院企業団の競争入札参加資格の審査を受けていない者は、次に記載した期間及び場所により当該入札参加資格の認定を受けること。

期 間 令和8年4月13日 (月) 午後5時まで

8 プロポーザルの形式と参加資格

このプロポーザルは公募型プロポーザルとし、参加する事業所は単独企業体として、以下のすべての条件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない業者であること（同令167条の11第1項において準用する場合も含む）。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく入札参加資格基準による入札参加の資格制限に該当しない業者であること。
- (3) 当該業務に係る競争入札参加資格を有している業者であること。
- (4) 本プロポーザル募集開始日以降において、福生病院企業団競争入札参加資格者指名停止装置基準（平成27年7月29日要綱第9号）による入札参加停止による指名排除を受けていない業者であること。
- (5) 令和8年3月31日時点において、一般病床200床以上の病院で、LED照明器具賃貸借契約の実績を有していること。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない業者であること。
- (7) 業務従事者に対して、労働基準法が遵守されていること。

9 プロポーザル参加申請書の認定について

このプロポーザルに参加を希望する業者は、次により申請書等を提出すること。

- (1) 提出期間 公告日から令和8年4月14日（火）の間（土、日及び祝日は除く。）の午前8時30分から午後5時まで。
 - (2) 提出書類
 - ア プロポーザル参加申請書（様式1）
 - イ 会社概要説明書（様式2）
 - ウ 印鑑証明書（写し不可、原本添付、申請日から3ヶ月以内に発行したもの）
 - エ 法人の登記事項証明書（登記簿謄本）（写し不可、原本添付、申請日から3ヶ月以内に発行したもの）

* 4月13日（月）までに資格審査を受けた者は提出不要

 - オ 令和8年3月31日時点において、一般病床200床以上の病院で、LED照明器具賃貸借契約の実績を有する業者であることを証する書面（様式7）
 - カ 福生病院企業団入札参加資格審査結果通知書の写し
 - キ 誓約書（様式9）
 - ク 返信用封筒（送付用の切手を貼付したもの）（1通）
- ※参加資格審査結果通知書用

- (3) 提出場所
福生病院企業団 事務部 経理課施設用度係
- (4) 提出方法
持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）
- (5) プロポーザル参加資格審査プロポーザル参加資格の認定は、令和8年4月16日（木）をもって行うものとし、その結果は「参加資格審査結果通知書」（様式3）により通知する。（令和8年4月17日（金）メール通知及びFAX）
- (6) プロポーザル参加資格がないと認められた業者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求める場合には、令和7年4月24日（金）までに書面（様式任意）を経理課施設用度係まで持参により提出すること。説明を求められたときは、令和8年4月30日（木）までに説明を求めた業者に対して書面により回答する。

1 0 プロポーザル説明会

本プロポーザルに関する説明会は実施しない。

1 1 質問の受付及び回答 実施要領等についての質問は、別紙、質問用紙(様式4)に必要な事項を記入し、Eメールで送信すること。なお、電話や来訪による口頭での質問や受付期間を過ぎた質問は受け付けない。

- (1) 受付期間
公告日から令和8年4月7日（火）午後5時まで（土、日及び祝日は除く。）
- (2) 提出様式
質問用紙（様式4）
- (3) 提出先
福生病院企業団 事務部 経理課施設用度係
【E-mail】 eizen@fussahp.jp
- (4) 提出方法 電子メール。件名に【LED照明器具賃貸借に関する質問】と標記すること。
また、送信後に到達を電話確認すること。
- (5) 回答期限
最終回答は、全者にEメールで令和8年4月10日（金）までに通知する。
※回答先のEメールアドレスを連絡すること。

1 2 企画提案書及び賃貸借料金見積書の提出

- (1) 提出書類
「企画提案書（様式5）」、「賃貸借料金見積書（様式6）」、「LED照明器具賃貸借実績（様式7）」「企画書（任意様式）」により提出すること。
- (2) 提出期限 令和8年4月24日（金）午後5時まで。持参する場合は土曜日及び日曜日・祝日を除く、午前9時から午後5時まで。

- (3) 提出場所
福生病院企業団 事務部 経理課 施設用度係
- (4) 提出方法
持参または郵送（書留郵便、又は配達証明に限る。提出期限までに必着のこと。）
- (5) 提出部数
正本1部、副本9部

1.3 提出書類の作成概要

文字の大きさは12ポイント以上とすること。

①企画提案書

ア 様式5を使用すること

②賃貸借料金見積書

ア 様式6を使用すること

（ただし、記載内容を全て満たせば自社様式で提出しても差し支えない。）

③LED照明器具賃貸借実績

ア 様式7を使用すること

④企画書

ア 以下の項目について記載すること。

企画書記載依頼項目	記載依頼項目に対する方針
1 病院施設に関する実績提案者の概要	当院と同規模以上の病院での施工実績及び病院の施工件数等
2 運用・移行時のサポート	責任者の配置、体制、施工スケジュール
3 病院施設の施工に関する配慮	病院運営を円滑に遂行できるような配慮や、入院患者や緊急患者に対する施工配慮
4 施工後の管理、保証、保守	契約期間中の保守、緊急対応、契約期間終了後の体制
5 業務・機能要件※特に重視すべきLED照明の仕様（病院にとって必要な製品性能、安全品質）	製品仕様について（医療機関に適したものか）
6 費用対効果	10年間の費用削減効果 5年間の賃借料金総額 （賃貸借料金総額、電力量削減効果）
7 独自提案	独自の提案

※様式は任意

1.4 プレゼンテーションの開催

提出された企画提案に関するプレゼンテーションを次のとおり実施する。

- ① 実施予定日 令和8年5月13日（水）
 - ② 実施場所 公立福生病院 多目的ホール 15時より
 - ③ 所要時間 1者につき説明20分以内（質疑応答を含め30分以内とする）
 - ④ 説明順番 参加資格審査結果通知時に決定。
- ※プロジェクター及びスクリーンについては当院にて用意します。

1.5 審査方法

福生病院企業団プロポーザル方式業者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置し、提出書類及び提案書に対するプレゼンテーションについて、結果を次のように採点する。

①プロポーザルの参加資格が無効となる場合

次のいずれかに該当する者は、採点の対象としない。

- ア 提出書類に虚偽の記載をしたもの
- イ 提出書類が「1.2 提出書類の作成概要」に示してある条件に適合していないもの
- ウ 8に規定する参加資格の条件を満たしていないもの
- エ 6に規定する賃借料金の提案見積上限額を超えたもの
- オ 選定委員及び関係者に接触し、プロポーザルに関連する情報を不正取得したもの又は便宜の依頼をしたもの
- カ 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不正に阻害したと認められるもの
- キ その他、審査や評価の公平さに影響を与える行為があったと認められるもの

②採点方法

次のとおり採点し、優先交渉権者を選定する。

- ア 「公立福生病院 LED 照明器具賃貸借プロポーザル実施要領」に示してある各条件等を満たしているか審査する。
- イ 審査会で、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。
なお、プレゼンテーションは、会社の責任者（当院を直接的に管理する者）または当院へ責任者として配置する者が行うこと。
- ウ 審査会で提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容について意見交換を行う。
- エ 審査委員は、「④採点基準項目及び配点表」に基づいて採点を行う。
- オ 各委員の採点を合計する。
- カ オで委員の総合計で最高得点を得たものを優先交渉権者を選定する。次点のものを第二優先交渉権者とする。なお、最高得点を取得したものが2者以上ある場合は、見積金額の最も低いものを契約候補者を選定する。見積金額が同価である場合には、くじ引きとする。また、最高得点を得たものが辞退を申し出た場合等には、次点のものを優先交渉権者とする。

キ 契約候補者となることのできる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た提案者の中から契約候補者を選定する。

ク 提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、最低基準点（6割）以上の点数を得られなかった場合は、契約候補者として選定しない。

③審査委員

ア 優先交渉権者の選定は審査会により行う。

イ 審査会の構成は座長1名、副座長1名、委員5名の合計7名とする。

ウ 審査会の事務局は、事務部経理課とする。

④採点基準項目及び配点表

分類	採点基準項目	配点
1 病院施設に関する実績 提案者の概要	十分な実績、誠実に履行(当院と同規模以上の病院での施工実績及び施工件数等)されているか。	120
2 運用・移行時のサポート	責任者の配置、施工体制、施工スケジュールは適切であるか。	60
3 病院施設の施工に関する配慮	病室の工事方法、施行制限箇所の体制、工事時間帯が配慮されているか。	80
4 施工後の管理、保証、保守	保守管理体制、緊急時対応、契約満了後の保守体制は適切か。	100
5 業務・機能要件※特に重視すべき LED 照明の仕様 (病院にとって必要な製品性能、安全品質)	フリッター、電磁波対策、グレア（眩しさ）とうの対策は十分であるか。	90
6 費用対効果	10年間の電力量削減効果 5年間の賃借料金総額	120
7 独自提案	病院にとって有効な提案があるか。	30
合計		600

⑤その他

プロポーザルに参加するものが1者である場合においても、原則としてプロポーザルを実施するものとする。

1.6 結果の通知

提出書類を提出したすべてのものに対して、「様式8 LED照明器具賃貸借プロポーザル選定結果通知書」をメール又は郵送で通知する。

17 その他

- ①プロポーザルに参加する費用は、全て参加業者の負担とする。
- ②提出書類で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- ③提出書類提出後の提案書等の修正又は変更は認めない。
- ④提出書類に虚偽の記載をした場合は、福生病院企業団競争入札参加資格者指名停止装置基準に基づき指名停止措置等を行うことがある。
- ⑤提出書類の著作権は、参加業者に帰属する。ただし、福生病院企業団が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加業者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- ⑥提出書類の取扱いは、次のとおり。
 - ア 提出された書類は一切返却しない。
 - イ 本案件に係る情報公開請求があった場合は、福生病院企業団情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。

18 担当部署

福生病院企業団 事務部 経理課施設用度係

〒197-8511

東京都福生市加美平一丁目6番地1

電話 042-551-1111

FAX 042-552-2662

担当者 清水・西村

E-mail eizen@fussahp.jp